

植草学園大学が独自に行う奨学金制度

● 植草学園大学に兄弟姉妹が同時に在学している学生への奨学金制度

申請資格

次の各号に示す要件をすべて満たす兄弟姉妹のうち、**下位学年の者1名**とする。
ただし、同学年に所属する場合は弟妹のうち1名とする。

- (1) **自らの兄弟姉妹が同時に本学に在学していること**
- (2) 自ら、または兄弟姉妹が本学の新生スカラシップ制度対象者でないこと
- (3) 自ら、または兄弟姉妹が本学の留年学生授業料等納付金対象者でないこと

内容

該当する学生1名に対し、**奨学金として400,000円を給付**する。

*植草学園大学に兄弟姉妹が同時に在学している間は、毎年申請できます。